

令和 7 年度 福島県北地区障がい福祉連絡協議会定期総会

開催日時 令和 7 年 5 月 22 日（木）10 時 00 分から 12 時 00 分

開催場所 ZOOM 使用によるオンライン開催

議決権総数 53

出席議決権数 43（うち委任状 19 件を含む）これにより、本総会は規約第 11 条により成立。

議長 岡崎立郎

議事録署名人 谷野通子 野地与一

議 事 録

第 1 号議案

- ① 上程議案書「令和 6 年度事業報告」について説明[説明者 会長 木戸秀子]

毎 1 回定例会の開催、会員の退会・入会報告、会費未納の取り扱いについて、第 19 次アンケート調査について、非営利活動法人共生社会ふくしまへの寄付について、研修会の実施、報酬改定後の各事業所の状況などを中心に情報交換、意見交換を行った。

また、行政主催の各審議会や分科会に参画した旨を報告。

第 2 号議案

- ① 上程議案書『令和 6 年度 福島県北地区障がい福祉連絡協議会 収入支出決算報告書』をもとに説明[説明者 副会長 丸子良明]

- ② 監査報告[報告者 監事 千葉美智子]

令和 7 年 4 月 22 日監事 2 名（正木陽子 千葉美智子）により証憑書類等の精査を実施。その結果、令和 6 年度収支決算報告書の内容に関して相違のないことを報告する。

審 議

第 1 号議案および第 2 号議案については議案の関連性から一括審議とした。

挙手による審議の結果、総数 43（挙手 24 名 委任状 19 名）の同意により、第 1 号議案および第 2 号議案については原案どおり可決。

第 3 号議案

- ① 上程議案書『令和 7 年度 事業計画（案）』をもとに説明[説明者 会長 木戸秀子]

- ・ 定例会を月に 1 回開催する（ZOOM）。情報交換・提供など行いながら、行政の施策など共有を図る。
- ・ 福島市および伊達市の行政の会議などに参加する。
- ・ 非営利活動法人共生社会ふくしまの運営に協力していく。
- ・ 20 次アンケートを実施する。
- ・ 排除されない防災を実現するため、行政と連携する。
- ・ ホームページの有効活用を行う（会員の事業所のホームページにリンクする仕組み作り）。
- ・ 研修会を実施する。
- ・ 協議会の活動等を積極的にアピールし、加入促進を図る。

第 4 号議案

- ① 上程議案書『令和7年度 福島県北地区障がい福祉連絡協議会 収入支出予算(案)』をもとに説明〔説明者 副会長 丸子良明〕
- ・アンケートに Google フォームを使用したことにより、印刷製本費(事務費)が費用負担なしで実施できた。
 - ・広報費(事務費)は、ホームページの管理費を令和6年度10,000円から、令和7年度は20,000円に増額した。
 - ・研修会費(事業費)は、予算より安価で実施できたため、差引増減約-96,000円となった。

審 議

第3号議案および第4号議案については議案の関連性から一括審議とした。

挙手による審議の結果、総数43(挙手24名 委任状19名)の同意により、第3号議案および第4号議案については原案どおり可決。

第5号議案

- ① 上程議案書『令和7年度役員について』〔説明者 会長 木戸秀子〕
- ・令和7年度～8年度役員について議案書のとおり。

審 議

本議案について挙手による審議の結果、総数43(挙手24名 委任状19名)の承認により、第5号議案の役員について承認・可決となる。

第6号議案

- ① 上程議案書『規約改定 新旧対照表』〔説明者 会長 木戸秀子〕
- ・会費未納の対応について、規約の一部を改正することの審議を行う。
 - ・第13条 2. に「会計は納入期日を記した請求書を発行する。会員は納入日までに協議会指定口座に会費を納入する」を追加、3. 「2年間会費の納入がなかった会員は、自動退会したものとする」を追加。
 - ・総会にて規約の改正が承認された旨を知らせた上で、令和7年度分の会費納入の案内を行うことにする。

審 議

本議案について挙手による審議の結果、総数(挙手24名 委任状19名)の承認により、第5号議案の役員について承認・可決となる。

その他

・現在、副会長のうち1名が会計を担当している状況にあるが、会計の部分が規約に明文化されていない。規約第5条(役員)に、「副会長2名のうち、1名が会計を担当する」という一文を追加してはどうか。もしくは、第7条(役員の職務)に、一文を追加してはどうか。次回定例会にて、明文化して提案し、審議を行うことになった。

行政説明

出席者 福島市健康福祉部障がい福祉課 自立支援係長 高橋信人氏
伊達市健康福祉部社会福祉課 障がい福祉課係長 二階堂晃平氏

1. 福島市障がい福祉課から〔説明者 高橋氏〕

- ① 令和6年度の取り組みについて
 - (1) 委託相談支援事業について
 - (2) 福島市地域生活支援ネットワーク事業について
 - (3) 医療的ケア児在宅レスパイト事業について
 - (4) 移動支援事業について
 - (5) いきいき！ふくし EXPO2025 について

2. 伊達市社会福祉課から〔説明者 二階堂氏〕

- ① 令和6年度の取り組みについて
 - (1) 伊達市の人口と手帳交付者数について
 - (2) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について
 - (3) 地域生活支援拠点等整備事業について
 - (4) 成年後見制度利用支援事業対象者拡大について
 - (5) 伊達市福祉作品展について
 - (6) 手話の理解・普及に関する取り組み
 - (7) 障がい福祉サービス費について

3. 質疑応答

①緊急一時受入事業（地域生活支援拠点整備事業）について〔新おおぞらの夢：岡崎氏〕

Q. 保護者の入院・手術に関する案件の場合、入院は緊急に当たらないとなっているが、例えば2週間前に決まった入院・手術は「緊急」に含めてもらえると有難い。

Q. 地域生活移行について、入所施設の入所者さんへの意向確認が制度上、求められるようになってくる。入所施設の入居者さんが、グループホーム、アパートなどの体験ができるような整備を進めてもらえると有難い。

Q. 市町村として、地域生活移行について、町内会など身近なところに発信するなど広報活動に努めて欲しい。

Q. 「生活サポート総合補償制度」、活用の機会があれば是非ご活用ください。

A. (福島市)・緊急一時受入事業について、急な入院等による不在時は利用できることにはしている。日数的な定めはしていなかったなので、柔軟に対応していきたい。

・自立応援体験事業については、利用枠に空きがあるので、是非お声掛けをしていただいて、積極的に活用してもらえると有難い。

A. (伊達市)・地域生活支援拠点事業について、救急車で運ばれてしまった場合など緊急時を想定している。日数の規定はなく、柔軟に対応していきたい。

・地域移行のPRについては機会があれば町内会や民生委員の集まり等で説明できればと考えている。

・「生活サポート総合補償制度」のパンフレット、資料を見せていただければ有難い。

②地域生活支援ネットワークについて〔手をつなぐ親の会：佐藤氏〕

Q. 地域生活支援ネットワーク事業、4年経って、使いづらさが出てきたと感じている。自立応援体験事業の使い勝手が悪い一例として、夜中の見守りがないことが、親として不安である。できれば、夜中の見守りをお願いしたい。

Q. 医療的ケア児在宅レスパイト事業、大変有難い。ただ、「児」だけでなく、「者」も考えて頂けると有難い。

A. (福島市)

・自立応援体験事業、夜中の見守りがないことが条件である。夜中の見守りの必要性について声が上がっていることを、内部で次年度の中身を検討していきたい。

・医療的ケア児在宅レスパイト事業、国と県の補助事業で、市の持ち出しが全体の4分の1。者の補助が、今のところない状況。児が軌道に乗ってから、者についても検討しなければならない。財源的をどう見出していくかが課題であるので、検討していきたい。

以上：総会議事録及び行政説明記録

議事録作成者 就労継続支援B型 HANA 鈴木 真理

議事録署名人 野根子一 

議事録署名人 谷野通子 